

公益社団法人計測自動制御学会
編集著作物に関する著作権規程

制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
1990年1月	制定	v1.0	理事会	
1996年9月	改正	v1.1	理事会	
2012年6月15日	改正	v1.2	出版委員会	新定款対応
2021年9月28日	制定	v2.0	理事会	会誌関連規程として再制定
2022年4月12日	改定	v3.0	理事会	直轄管理規程として改定、編集著作物の追記

第1条 計測自動制御学会（以下本会という）が編集、発行する会誌、論文集、Annual Conference・部門大会・支部学術講演会講演論文集等、学術図書、ビデオ等（以下編集著作物という）に関する著作権は、原則として本会に帰属するものとする。ただし、発刊および頒布を外部業者に委託した出版物に関しては、本学会と当該業者の合意により定める。

第2条 第三者から、編集著作物の複写、複製あるいは一部の文章、もしくは図表の転載に関する許諾の要請があり、本会において適切と認めた場合には、著作者に代わってこれを許諾する。許諾にともない、対価が支払われる場合、原則として本会に帰属するものとする。

第3条 著作者自身が、編集著作物のうち自分の記事・論文等の全文または一部を複製、翻訳などの形で利用することに対して、本会は原則的に異議を申し立てたり、妨げることはしない。ただし、著作者自身でも、全文を複製の形で他の著作物に利用する場合には、事前に文書で本会に申し出てその承認を求めることとする。

第4条 本規程は、1990年3月1日発行の著作物から適用する。ただし、複写に関する事項はそれ以前の刊行物にも遡って適用する。

第5条 本学会は、著作者に対して本規程を承認する旨の申し出を依頼するものとする。ただし、本学会会員ならびに予め包括的に承認の申し出を受けた著作者に対しては、この手続きを省略することができる。

附 則

- 1 本規程 v2.0 は、2021年（令和3年）9月28日より施行する。
- 2 本規程 v3.0 は、2022年（令和4年）4月12日より施行する。